

令和6年9月17日
健康福祉常任委員会資料

9月定例会提出予定議案について

交付金返還請求反訴事件に係る出訴・・・・・・・・・・P. 2

保健医療部

交付金返還請求反訴事件に係る出訴

交付金交付決定取消決定取消等請求事件に対する反訴を提起しようとする。

1 出訴の相手方

FRONT LINE株式会社（大阪府中央区平野町2丁目2番7号北浜コンソール203）

2 出訴の内容

金47,217,000円及びこれに対する遅延利息、加算金について、年10.95%の割合による金員の支払を求める。

3 出訴の要旨

(1) 相手方は、無料PCR検査等実施事業者検査実施事業（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業）を実施し、それに伴い兵庫県知事から当該事業に係る交付金（以下「本件交付金」という。）の交付決定を受けていたところ、本県は、相手方から当該事業の関係書類の提出を受け、書類調査、受検者への電話による事実確認その他の検査実施状況の確認調査を実施し、検査数の水増し及び場外検査という重大な違反事実を複数確認したため、偽りその他不正な手段により本件交付金を受領したことを理由として令和5年10月25日付けで本件交付金の交付決定取消決定（以下「本件取消決定」という。）を行い、相手方に対し本件交付金の返還を命じた。

(2) しかし、相手方は、検査数の水増し及び場外検査を行ったことはないため、本件取消決定には重要な事実についての誤認が認められること、仮に不適正な事例が見つかった場合でも、その事例の数に相応する本件交付金の交付決定を取り消すべきであり、本件交付金全額の交付決定を取り消すことは比例原則に違反すること等から、本件取消決定には裁量権の逸脱又は濫用が認められるとして、本県に対し、交付金交付決定取消決定取消等請求訴訟を提起しており、本県は当該訴訟に応訴している。

(3) 相手方は、本件交付金の返還命令及び督促に応じず、今後も支払が見込めないことから、本件交付金、加算金及び遅延利息の支払を求め、3(2)の訴訟に対する反訴を提起する。

4 本件交付金の概要

(1) 交付金名

無料PCR検査等実施事業者検査実施事業

（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業）

(2) 交付時期及び交付額

47,217,000円

区分	ワクチン・検査パッケージ・ 対象者全員検査事業			一般検査事業		
	申請日	申請・交付額	交付日	申請日	申請・交付額	交付日
1期(R3.12~R4.3)	R4.3.31	356,500円	R4.5.27	R4.3.31	6,359,500円	R4.5.27
2期(R4.4~R4.6)	R4.6.30	195,500円	R5.1.19	R4.11.28	20,976,000円	R5.1.31
3期(R4.7~R4.8)	R4.8.31	299,000円	R5.3.23	R4.11.25	8,609,000円	R5.3.23
4期(R4.9~R5.1)	—	—	—	R5.2.15	9,097,000円	R5.4.20
5期(R5.2~R5.3)	—	—	—	R5.3.31	1,324,500円	R5.5.18
合計	—	851,000円	—	—	46,366,000円	—

5 訴訟の概要

(1) 当事者

原告（反訴被告） FRONT LINE 株式会社

被告（反訴原告） 兵庫県

(2) 訴訟の論点

FRONT LINE（株）の主張	県の主張
交付決定取消決定の取消及び交付金返還債務が存在しないことの確認を求めている。 ① 事実誤認 検査数の水増し及び場外検査を行ったこととはないため、交付決定取消決定には重要な事実についての誤認が認められる。 ② 比例原則違反 交付決定取消規定においては全部取消だけでなく一部取消も規定されており、 <u>不適正な事例が確認された場合でも、その事例の数に相応する交付金の交付決定を取消す対応が正当である等。</u>	相手方の請求の棄却を求めている。 当該交付金は実施事業者が実施要領等に <u>従い検査事業を行った場合に、交付金を交付するものである。</u> 調査の結果、 <u>検査数の水増し及び場外検査という、実施要領等で禁止されている事実が確認され、相手方が実施要領等に<u>従い検査を行っていないことが判明したため、交付決定の取消しを行ったものであり、当該取消決定は正当である。</u></u>

6 調査から出訴までの主な経緯

(1) 他の都道府県で同補助金の不正申請が発覚したことから、本県においても、全事業者を対象に調査を実施（R5.6）

(2) 架空の検査実績を計上する検査数の水増しや登録検査場以外の場所で検査する場外検査など、9事業者（23検査場）において不適正な処理が発覚（FRONT LINE（株）は、全ての期で不適正な処理が発覚）

(3) 調査結果を公表の上、事業者に交付決定取消通知と返還請求書（R5.11.8期限）を事業者に送付（R5.10.25）

(4) FRONT LINE（株）が県を被告として、交付金交付決定取消決定取消訴訟及び債務不存在確認請求訴訟を提起し、神戸地方裁判所から訴訟の訴状を受領（R6.5.16）

① R6.6.20 第1回期日

② R6.8.29 第2回期日

交通事故にかかる和解及び損害賠償の額を
定めることの委任専決処分について

保健医療部

交通事故にかかる和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について

1 委任専決事項

交通事故による損害賠償について和解し、その額を定めること。

2 委任専決月日

令和6年7月4日（木）

3 損害賠償額

1,768,680円

4 交通事故の概要

(1) 発生日時

令和6年3月11日（月）午前10時43分頃

(2) 発生場所

たつの市誉田町福田780-3

(3) 当事者（年齢等は当時のもの）

45歳 男性

(4) 発生状況

西播磨県民局龍野健康福祉事務所職員が、用務終了後に出張先から帰庁する際、上記事故現場において、駐車場で運転操作を誤り、駐車場内のガードレール及び相手方駐車車両と接触して損傷させたもの。